

平成 29 年第 3 回定例会

*** 陳 情 文 書 表 ***

市 原 市 議 会

1. 陳情書の受理番号 市原市議会陳情第 30 号
2. 受 理 年 月 日 平成 29 年 8 月 24 日
3. 提出者の住所氏名

4. 送 付 委 員 会 総務常任委員会
5. 件 名 及 び 要 旨

パブリックコメントに寄せられた住民の意見をより一層市政に反映させるために
「市原市パブリックコメント手続実施要綱」の改正を求めることについて

「市原市パブリックコメント手続実施要綱」を次のとおり改正することを求める。

- ・政策等の意思決定を行うときは、事前に意見提出者との「意見交流会・懇談会」を開催するものとする。
- ・政策等の意思決定にあたって、意見交流会において、合意された点、不一致点を添えるものとする。
- ・政策等の意思決定を行ったときは、「意見交流会・懇談会」の内容を簡潔にまとめたものを公表するものとする。
- ・「提出された意見を公表し、又は公にする」場合は、意見提出当事者と意見調整を行うものとする。
- ・改正した箇所については、他の条項との整合性を勘案して整理するものとする。

「市原市パブリックコメント手続実施要綱」実施に至る経過にみる問題点は次のとおり。

経過について

平成 26 年 11 月 総務常任委員会

平成 27 年 1 月 総務常任委員会

平成 27 年 4 月 1 日から「市原市行政手続条例」に基づき実施

委員会審査の中で出された主な意見について

「誠意を持って、正確に、なおかつ市民の方にわかりやすい形で、市としての考え方をコンパクトにまとめてお示しできるように回答をしていく」

「何となく、行政のほうで公表したよというのを市民に示すだけになってしまう形にもなるかなというふうに、ちょっと危惧します」

「要は、パブコメをとって、意見が上がってきて、最終案をまとめるに当たって、そのパブコメが十分活用されたものがあるのかどうか」

「全部が全部、生かされたというわけではないですけども、最大限の尊重はさせていただいているということで、御理解いただいていると」

「例えば、件数はゼロだったけれども、では、それは無条件で市民の皆さんオーケーだよという話なのかどうかとか、そういうことも出てくる」

「今後、また運用していく中で、いろいろ課題が出てくると思うので、そういう部分をきちっと点検して、改善していくという姿勢できちっとやっていっていただきたい」

「よりよい成案を取りまとめていくという中の1つの手段がパブリックコメント」

委員会審査で重点的に審査されたのはパブリックコメントの日数に関するものが中心だった。上記の意見にあるようにパブリックコメントに出された意見を検証し、どのようにして「よりよい成案に取りまとめていく」のか、市民との双方向については、検証する時期に来ている。しかも、この間重要な施策が決定されてきている。

平成27年4月1日から「市原市行政手続条例」に基づき実施して以降の問題点について現在の方法では、「提出された意見」がどのように考慮されているのか、すなわち、どのような議論を経て意思決定がなされたか、提出者にも、住民にも、全く不明。

インターネットを利用した閲覧によって政策等の意思決定が公表されたときは、政策が具体化されている。

例えば、学校規模適正化基本方針策定スケジュールを見れば一目瞭然です。以下の経過を見れば、また他の分野についても、さまざまな意見交流が十分かつ適正になされないまま、方針が決定されていると言わざるを得ません。

平成28年7月1日市原市学校規模適正化検討委員会設置

平成28年8月18日第1回市原市学校規模適正化検討委員会

平成28年10月17日第2回市原市学校規模適正化検討委員会

平成28年11月21日第3回市原市学校規模適正化検討委員会

平成29年2月3日第4回市原市学校規模適正化検討委員会

平成29年4月28日第5回市原市学校規模適正化検討委員会

平成29年5月19日検討委員会から答申

平成29年6月30日～7月31日答申に対する意見募集

平成29年7月8日市民説明会(南総公民館・三和コミュニティーセンター)

平成29年7月15日市民説明会(八幡公民館・五井公民館)

平成29年8月21日第6回市原市学校規模適正化検討委員会

庁内調整

平成29年9月26日教育委員会定例会(議決)

平成29年10月3日校長・園長合同会議(概要説明)

平成29年10月16日政策会議 終了後、議会配布

基本方針、意見に対する教育委員会の考え公表(市のウェブページ)

平成29年10月17日または平成29年11月17日市長定例記者会見

平成29年11月1日号または11月15日号広報いちほら掲載

平成29年12月8日校長・園長合同会議にて方針説明・各学校へ配布

「パブリックコメント手続の流れ」をみれば、「意見は提出しました」「ご意見は承りました」の一方通行であり、「双方向」に基づく合意形成という民主主義の基本が軽視されている

と言わざるを得ない。

「提出された意見に対する市の考え方」も、質問に対してかみ合ったものというよりはむしろ一方的で抽象的なものが多く意見提出者にも、住民にも判りにくい。

このことは先に行われた学校規模適正化検討委員会においても委員から出されていた。

「(仮称)市立幼稚園及び市立保育所再編成計画(案)について」の中で「私立の先生方の身分と賃金実態は把握しているのでしょうか」という質問に対して回答は「私立の教育・保育施設における保育士等の処遇につきましては、所要の調査を実施し、施設型給付において処遇改善に要する費用を加算しております」というもので、これでは具体性に欠けており「回答」と言えない。

「要綱第8条3に実施機関は、提出された意見に対する個別の回答は行わないものとし」とあるのは、「要綱第1条(目的)市の重要な政策等の形成過程における公正の確保及び透明性の向上を図るとともに市民等の市政への参画の機会を確保し、市民等に対する説明責任を果たすことにより、もって開かれた市政の推進に資することを目的とする。」に反すると言わなければならない。

件数がゼロのものがあるが、これで意見を訊いたとして政策決定できるか、問題がある。

多いものは274件のものがあるが、これらの意見について、交流する場もない。

市政に住民参加をいかにふやしていくか。このことについて、異論はないでしょう。この間「説明会」などが開催されたことは、大いに評価称賛されるべきことです。しかし、現状では、パブコメ・説明会に住民が参加できるようにするためには、なお一層の工夫と努力が必要だと、この間参加してみて思いました。だからこそ、住民参加の窓口をできるだけ大きく広げておく必要があると思います。この改正も、そのような方向性を持った提案であることをご理解いただきたいと思えます。

つきましては、以下のとおり陳情します。

- ①パブリックコメントに多くの住民の皆さんの参加を促す。
- ②意見を出したら、尊重され、そのことで喜ばれるような仕組みをつくる。
- ③平成27年4月以後のパブコメの検証・見直しをする時期がきている。

以上を踏まえて「改正点」を提案した。

1. 陳情書の受理番号 市原市議会陳情第31号
2. 受理年月日 平成29年8月24日
3. 提出者の住所氏名

4. 送付委員会 建設常任委員会

5. 件名及び要旨

「玄関」 JR 五井駅と姉ヶ崎駅のバリアフリー化を完成させることについて

J R 3 駅のバリアフリー化の現状について(乗車人数はウィキペディアより)

五井駅

2016 年度一日あたりの乗車人数 18,669 人(降車客含まず)

エレベーター 東口・西口

エスカレーター 東口・×

ベビーベッドは女性トイレのみ設置しております。

八幡宿駅

2016 年度一日あたりの乗車人数 11,892 人(降車客含まず)

エレベーター 東口・西口

エスカレーター 東口・西口

姉ヶ崎

2016 年度一日あたりの乗車人数 10,412 人(降車客含まず)

エレベーター 東口・西口

エスカレーター 東口・×

1989 年(平成元年) 5 月 29 日 エスカレーター供用開始

ちなみに千葉市の浜野駅

2016 年度一日あたりの乗車人数 7,280 人(降車客含まず)

エレベーター 東口・西口

エスカレーター 東口・西口

ベビーベッドは女性トイレのみ設置しております。

バリアフリー化に関する国土交通省の方針は、①平成 22 年度末の基本方針の改正で 3,000 人以上の乗降客がある場合、平成 32 年度までに可能な限り早期にバリアフリー化を進めることを事業者・関係自治体に求めることが決定されている。②バリアフリー化する場合、国と事業者と自治体が費用は3分の1ずつ負担することが決定されている。

市議会における対応について(平成 27 年第 2 回市原市議会定例会会議録より)

中川茂治企画部長の答弁。五井駅西口のエスカレーターの設置についてお答えいたします。国のバリアフリー促進に係る基本方針の中で、段差のあるエスカレーターや階段は、足の不自由な方を初め、障がいをお持ちの方にとって利用しづらく、危険なため、エレベーター、またはスロープの設置により、その段差解消を図ることが原則とされております。この国の指針に基づき、JR 東日本では、駅舎などのバリアフリー化を進めており、JR 五井駅につきましては、ホーム内のエレベーター設置が完了しております。また、東西口の駅広場につきましても、エレベーターが既に整備されておりますので、お年寄りやお体の不自由な方、乳幼児をお連れの方、妊娠されている方など、優先的に御利用いただいているところでございます。御質

間の五井駅西口へのエスカレーターの設置についてでございますが、議員御指摘のとおり、JR五井駅西口側の建物及びその敷地は、JR東日本が所有し、管理しているものでございます。したがって、エスカレーターの設置につきましては、権利者でございます、また鉄道事業者でもありますJR東日本にまずは意向調査等を行ってまいりたいと考えております。(引用ここまで)

「市原市立地適正化計画素案 基本的な考え方」について

【立地適正化により実現すべき目標】 JR 3 駅周辺の活性化のため、鉄道駅を中心に若者・子育て世代をターゲットとして拠点性を向上させる。

【補完する目標】 市民の利便性を持続可能なものにするため、各拠点の周辺に居住を誘導し、高密度な市街地を維持する。

【各拠点の特性に応じた戦略的な維持・誘導の考え方】

五井駅周辺は、若者、高齢者、子育て世代等、多様な世代が交流する拠点として、コミュニティ再生・活性化に資する施設の維持・誘導を図る。

八幡宿駅周辺は、広域的なアクセス優位性を生かし、千葉・東京方面へ通勤・通学する子育て世帯、若者の定住に資する生活利便施設の維持・誘導を図る。

姉ヶ崎駅周辺は、姉ヶ崎地区の拠点として、地域のコミュニティ機能、交通結節点機能の充実に資する施設の維持・誘導を図る。

市原市立地適正化計画は国土交通省の方針を踏まえて策定されています。であるならば、バリアフリー化についても、同様に扱うべきです。

国土交通省の方針に基づいて京成千原線のおゆみ野駅・学園前駅のバリアフリー化が実現しました。乗降者人員の制限が突破された段階で千葉市は補正予算化を明言していました。事業者の京成の決断のみでした。そして京成が決断してバリアフリー化が実現したのです。こうした経験を五井駅・姉ヶ崎駅に使うのです。そもそも八幡宿駅には東口と西口に、エスカレーター・エレベーターが設置されているのです。千葉市の浜野駅は五井駅より人数が少なくてもバリアフリー化を実現しているのです。五井駅・姉ヶ崎駅に設置しない理由はありません。

市原市とJR東日本が五井駅・姉ヶ崎駅のバリアフリー化について、すなわち西口にエスカレーターを設置するためには、どれくらいの工期と費用が必要か、試算をすることです。これをいつまでにやるのか。まず、このことを明確にする必要があります。

そもそも「鉄道事業者でもありますJR東日本にまずは意向調査等を行ってまいりたい」と答弁してから2年が経過しているのです。

「子育て支援」、また「人口減少」「少子高齢化」「財政難」を克服する点からみても、「市原安全安心まちづくり」「誰もが訪れたくなるおもてなしのまちいちはら」(観光振興ビジョン)、「いちはらのまちづくり」などの諸点からみてもバリアフリー化は焦眉の課題と言えます。

つきましては、以下のとおり陳情します。

①「夢つなぎひときらめく未来創造都市いちはら」を目指して「玄関」JR五井駅と姉ヶ崎

駅のバリアフリー化を完成させる。

②そのためにJRに対して、費用と工期等について、調査を要請し、検証し、実現する。

1. 陳情書の受理番号 市原市議会陳情第 32 号

2. 受 理 年 月 日 平成 29 年 8 月 24 日

3. 提出者の住所氏名

4. 送 付 委 員 会 教育民生常任委員会

5. 件 名 及 び 要 旨

いちはら歴史のミュージアムの立地計画の再考を求めることについて

「いちはら歴史のミュージアム事業」の基本構想が開示された。市原市は全国有数の歴史遺産を有しているから、ミュージアムは市民待望の施設であり、まずは歓迎すべきことである。

しかしながら、本計画がうたう「市民の市民による市民のためのミュージアム」という理念は当然としても、残念ながら観光振興の視点が欠如している。

本計画の立地計画の概要は次のとおりである

①「埋蔵文化財調査センター」に接続して増築し、同センターをリノベーションする。

②この場所を選定した理由は

- ・同センターが優れた歴史遺産が高密度分布する中心に位置する
- ・既存設備と人材(学芸員)の活用と集約ができる
- ・既存用地および駐車場の活用ができる

「新たな観光の拠点をつくる」「博物館はその都市の顔である」という観点に立った場合、本計画の立地、すなわち現在の「埋蔵文化財調査センター」隣接地は将来に禍根を残す気がしてならない。以下にその理由を述べ、より良い立地計画の再考を求める。

記

1 本計画では市民や市外・県外からの観光客にとって利便性が良くない

選定理由のうち、人材活用と用地問題はその通りであるが、センターが遺産分布の中心と言うのはいかななものか。重要な歴史遺産は市原台地を帯状に連なっているのであって、円形配置の中心と見るのは妥当ではない。この場所は武道館の裏という最も奥まった低地であって、交通アクセスが良くない。休日の駐車場は武道館の催物ある場合は満杯である。

2 観光客の目線に立った新立地として、国分尼寺跡展示館と連動した立地を検討してほしい

(1) 重要な歴史遺産は市原台地を帯状に連なっていて、観光客の動線と有機的に結びつく

(2) 中門回廊の復元施設は奈良時代にタイムトリップできる全国唯一の施設である。

既に 30 億円 + α を投資した財産で、見てわかるだけに現状でも最も人気が高い。

(3) 既存用地や展示館の人材(説明員)を活用できる

(4) 国宝級の目玉展示品となる王賜銘鉄剣が出土した稻荷台一号墳は目と鼻の先である
3 更なる新立地としては上総更級公園の一角が考えられる。市民や観光客に馴染みやすい日の当たる場所である。

4 石川県七尾市(能登国府所在都市)では、能登国分寺史跡の隣接地に「七尾市博物館」が予算 10 億円で建設中である。石川県からの助成を受けている。場所選定にあたっては県知事の「観光拠点となるように配慮すべし」との意向が反映されていると、国分寺展示館の館長から聞いた。市原市も参照したい、よき事例である。

以上の理由により、いちほら歴史のミュージアムの立地計画の再考を求める。

1. 陳情書の受理番号 市原市議会陳情第 33 号

2. 受 理 年 月 日 平成 29 年 8 月 25 日

3. 提出者の住所氏名

4. 送 付 委 員 会 教育民生常任委員会

5. 件 名 及 び 要 旨

住民参加を図り市民力を生かした「いちほら歴史のミュージアム」建設に向けることについて

現在進められている「いちほら歴史のミュージアム整備事業」について

平成 28 年度第 2 回市原市総合教育会議において「平成 29 年度教育予算について」が審議され、以下の通り平成 29 年度予算が計上されました。

平成 28 年度予算、市原市まち・ひと・しごと創生総合戦略事業、いちほら歴史のミュージアム整備事業費 4,394,000 円、(計画策定委託料 3,695,000 円、諸経費 699,000 円)

平成 29 年度予算、市原市まち・ひと・しごと創生総合戦略事業、いちほら歴史のミュージアム整備事業費 36,504,000 円、人件費 5,726,000 円(嘱託職員報酬等) 委託料 30,245,000 円(計画策定委託 1,232,000 円、調査設計委託 29,013,000 円) 諸経費 533,000 円。

平成 29 年第 2 回定例会に「中間報告」が行われました。

「いちほら歴史のミュージアム整備事業費」「中間報告」平成 28 年度以後の経過の問題点
この事業の「基本理念」は「「歴史をつなぐ、人をつなぐ」。歴史をつなぎ、地域の魅力を高めます。人をつなぎ、地域を活性化します」とありますが、策定に当たって「ひとをつなぐ」という点で、「有識者・学校関係者・市内の高校生等から意見を伺い、事業内容を充実させるための検討を重ねている」(住民参加を図り市原力を活かした歴史ミュージアム建設に向けた質問と要請について(回答)平成 29 年 7 月 28 日とありますが、具体的にどうなっているか、住民には不明です。

「設計委託」に 2,900 万円もの大金が投入されているわけですが、この「設計」が完成され

る前に、どのような「いちほら歴史のミュージアム」を建設するのか、全く知らされていません。しかも「委託会社」の実態すら不明です。

本来は、中身について、議論があり、予算規模が設定され、そのうえで「設計」が行われるというのが筋だと思いますが、「建設場所」と「公開展示・情報提供等の諸室を追加するため」として「延床面積」も決定され、「施設整備イメージ」「可変型展示のイメージ」などについても「基本計画案」として「中間報告」されました。

しかし、「歴史遺産の価値と魅力を広く市民と共有し、郷土への誇りと愛着を育むとともに、歴史の遺産を支える人材の育成や新たな交流の創出につなげるために」とした「いちほら歴史のミュージアム」事業から「歴史の遺産の価値と魅力をわかりやすく伝えるとともに、市民の主体的な活動と交流の拠点となる施設として「(仮称)いちほら歴史館」の整備を進めます」と「名称」が変更されているのです。このことについても、「中間報告」の際の説明ではわかりにくいものでした。

一般的には、ミュージアム(museum)とは、博物館・記念館・美術館・展示館を兼ねた施設とあります。記念館・美術館を削除したということでしょうか。

「いちほら歴史のミュージアム」「(仮称)いちほら歴史館」という名前が付けられている以上、市原市の歴史遺産・文化遺産などを、収納・整備・展示するものであることは明らかです。しかし、「平成28年度第2回市原市総合教育会議議事録」(平成28年11月25日)と「中間報告」、そして当局の「回答」を見ても、「古代史中心のいちほら」というイメージから抜け出していないと言わざるを得ません。

どのような「いちほら歴史のミュージアム」か「(仮称)いちほら歴史館」を建設するか。

市原市においては、約3万年前の千葉県最古の草刈遺跡から、今日まで先人が営々と生活を営んできた歴史があります。どの時代をとってみても、現在の市原を形成するたすきとなっていたことは明らかです。これらをどのように位置づけ、掘り起こし収集し管理し公開して後世に伝えていくか、現代に生きる者の責任は大きいと言わなければなりません。

これらの遺産を後世に伝えていくためにも「市民力」が必要不可欠であることは言うまでもありません。しかし、そのための方策は、「中間報告」の中で言葉としては書かれていますが、具体的には見えてきません。しかも、時代ごとの歴史遺産を掘り起こし、収集・管理・研究するためには、担当の専門家と市民力をリンクさせることが必要不可欠ですが、これについても具体化されているとは思えません。

現在、「嘱託職員報酬等5,726,000円」が計上されているだけです。

それらの「遺産」を収納・整備・展示し、研究し、教育に役立てていくということを考えると、「これで大丈夫か」「ホントに建設する気があるのか」と言わざるを得ません。

しかも、住民参加の取り組みを具体化するということになれば、その費用はどうするのか、これまた見えてきません。

「器」を決める前に、どのような「いちほら歴史のミュージアム」か「(仮称)いちほら歴史館」の「中身」にするかを決めながら、「器」を決めていくという手順を踏むような予算計画

になっているか、大いに問題です。

しかも、いわゆる「チバニアン」が登録されてくると、また天然記念物に指定する方向も検討中と伺っていますが、そうすると、市原市における地球史＝地質の歴史をも加えていかなければならない事業となることは明らかです。いわゆる「自然史博物館」的要素も加味されてくると考えられます。そのための予算措置はどうするのか、見えてきません。それとも問題意識はないということなのでしょう。

さらに言えば、現在の「埋蔵文化財センター」の位置からすると、現在進めている「観光振興ビジョン」を踏まえるならば、この事業は相当の位置づけが必要ではないでしょうか。「歴史をつなぐネットワーク」という言葉が明記されていますが、市原市における「観光センター的役割」の一翼を担う可能性も出てきています。しかし、問題は中身とそれを保障する人的体制と資金の不足です。本気でやるか、です。

そのような位置づけを考えると、市原における民俗芸能・食文化・住宅文化・服装文化・地質文化など、民俗資料や「いちはらの自然」の収集展示をも視野に入れて、この施設に行けば「いちはらがわかる」という中身にしていく必要があります。さもないと、単なる「箱ものをつくった」と言われても仕方のないことだと思います。

そのためにも、最も不足していると思われる点について、指摘し改善を求めるものです。

「古代史中心のいちはら」のイメージから脱却していくためにも中世・近世・そして近代と現在、とりわけ明治以後から戦後の大変革の歴史をまとめていく。

特に、明治以後の戦争と平和の遺産と文化についての資料収集と展示・教育学習が、「市原市非核平和都市宣言」をあげている自治体として必要不可欠です。この事業の中に、この視点は極めて弱いように思います。

明治以後の戦争で戦死者は2,500人とされています。これらの人々の「生と死」に対して「尊崇の念」を抱きながら、二度と戦争の惨禍を繰り返すことのないように、これらの人々から学んでいくことは大切だと思います。

現在戦争体験者は、人口構成を見れば一目瞭然です。75歳～79歳14,661人、80歳～89歳14,722人、90歳～110歳2,993人。

これらの市民の体験などは貴重な財産と言えます。これをどのような生かしていくか。視点は見えてきません。

そして戦後の高度経済成長時代の地域の変貌によってプラスになっていることと、同時に失われたものに価値を与えていく作業も、極めて弱いように思われます。

「いちはら」を構成していた「ムラ」の生活は、人口減少でどんどん失われています。例えば牛久・八幡宿の街並み・茂原街道・神社のお神楽などなど、具体的対策は喫緊の課題です。

「残したい遺産」に対してどのような対策を講じていくか。

市原市教育センターにうずもれている「私立南総学校」の教科書も、位置づけがなされなければ、ロッカーにうずもれたままとなります。問題意識が構築され、それなりの予算措置がなされ、研究者が光を当てれば、「近代いちはらの教育」に大きく貢献した歴史力が浮かび上が

ってくるでしょう。しかし、現状では「宝の持ち腐れ」のまま教育委員会内で眠っていることになるでしょう。

現在、人口減少が進み、空き家がふえ、これまでの古い建築物や、その中に積まれている大量の文化遺産が、手を付けられることなく放置されているのが現状です。このままでは、散逸・破棄・消却されることは明らかです。

そのような現状を鑑み、この「いちほら歴史のミュージアム事業」とリンクさせるとき、失われていく歴史民俗文化遺産を急いで収集・収納・管理・研究する必要があります。時間がありません。このような現状を打開するためには、以下のことを早急に具体化する必要があるように思います。

市内住民などに文化遺産となる「資料」を寄贈していただく。そのことを市民に訴える。

集めた「資料」は、廃校となった小学校の校舎に、当面収納し、管理し、分類整理を始める。

それらの「資料」については、どのようにして「いちほら歴史のミュージアム」に展示し公開していくのか、検討を始める。

そうした検討作業と一体のものとして「いちほら歴史のミュージアム」の建設設計の見直しを行う。

これらの作業に小中高校生や若者に参加を呼びかけ、市民にも呼びかける。特に公民館・コミュニティセンターなどに登録されている1,000サークルと1,000事業に参加している住民に呼びかけ、これらの住民の英知を結集する。

こうした取り組みと併せて、市民に対して、どのような「いちほら歴史のミュージアム」建設が望ましいのか、様々な企画を策定し、市民参加型として位置付けた「いちほら歴史のミュージアム」建設を行う。

この「いちほら歴史のミュージアム」事業は、人口減少を食い止め、財政難を克服し、地域の復活再生と未来を生きる子どもらに、ふるさといちほらに生きてきた自然と先人の営みがあることの学習を通して「生きる力」「平和の大切さ」を育む事業として捉えていく必要があります。だからこそ、住民参加型の事業として成功させることが必要不可欠です。

つきましては、以下のとおり陳情します。

- ①「中間報告」に縷々述べられている「住民参加型」事業として捉えるならば、何らかの組織を立ち上げる。
- ②市民アンケートを作成して、住民に「いちほら歴史のミュージアム」建設計画策定に当たって意見を募集する。「おらがいちほら歴史のミュージアム」とする。
- ③喫緊の課題として、この事業を成功させるために資料寄贈を呼びかける。
- ④収集管理する場所を設定して管理研究担当者を配置する。
- ⑤それらのための予算措置を別途に行う。

1. 陳情書の受理番号 市原市議会陳情第 35 号
2. 受 理 年 月 日 平成 29 年 8 月 25 日
3. 提出者の住所氏名

4. 送 付 委 員 会 議会運営委員会
5. 件 名 及 び 要 旨

国連で採択された核兵器禁止条約を国会にて批准することを要請する意見書について

さる 7 月 7 日、「核兵器禁止条約の国連会議」（「核兵器の全面廃絶につながる、核兵器を禁止する法的拘束力のある協定について交渉する国連会議」）において、核兵器禁止条約を、国連加盟 193 力国の 63%にあたる 122 力国の賛成(棄権 1、反対 1)で採択されました。

日本政府は、討論にも採択にも参加しませんでした。唯一の戦争被爆国としての責任を放棄したものとして、「ヒバクシャ」をはじめ内外から批判が起きました。

この条約は、その第 1 条(禁止)の中身を見ると、日本の国是である非核三原則を具体化したものと言えます。

一、締約国はいかなる状況においても以下を実施しない。

- (a)核兵器あるいはその他の核爆発装置の開発、実験、製造、生産、あるいは獲得、保有、貯蔵。
- (b)直接、間接を問わず核兵器およびその他の核爆発装置の移譲、あるいはそうした兵器の管理の移譲。
- (c)直接、間接を問わず、核兵器あるいはその他の核爆発装置、もしくはそれらの管理の移譲受け入れ。
- (d)核兵器もしくはその他の核爆発装置の使用、あるいは使用するとの威嚇。
- (e)本条約で締約国に禁じている活動に関与するため、誰かを支援、奨励、勧誘すること。
- (f)本条約で締約国に禁じている活動に関与するため、誰かに支援を要請し、受け入れること。
- (g)領内あるいは管轄・支配が及ぶ場所において、核兵器やその他の核爆発装置の配備、導入、展開の容認。

市原市の非核平和都市宣言とも一致できるものです。

「市原市非核平和都市宣言」

世界の恒久平和は人類共通の願望である。

しかるに近年、世界において軍備の拡張は依然として続けられ世界平和に深刻な脅威をもたらしていることは、全人類のひとしく憂えるところである。

わが国は、世界唯一の核被爆国として、また平和憲法の本質からも再びあの広島・長崎の惨禍を絶対に繰り返させてはならない。

市原市は、わが国の提唱する非核三原則を遵守し、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍縮の推進を強く訴え、もって世界の恒久平和を願うものである。

よって、ここに市原市を「非核平和都市」と宣言することを決議する。

昭和五十九年九月二十七日

条約をめぐる国連の議論について

国連で採択された核兵器の開発や保有、使用などを法的に禁止する条約について、現在、スイスのジュネーブで開かれている「軍縮会議」における議論をNHKは以下のように伝えています。

「この中で条約の交渉にあたって中心的な役割を果たしたオーストリアのハイノツィ大使は「核兵器を法的に禁止することが核廃絶に向けた一歩となる。核なき世界を実現しないと、私たち人類が絶滅してしまうだろう」と述べ、核保有国や核の傘の下にある日本などに対し、条約に署名して参加するよう呼びかけ」たことに対して

「アメリカのウッド軍縮大使は同じ核保有国のイギリスとフランスを代表して発言し、条約について「核の抑止力を否定しており、核兵器を1つも減らせない条約だ」などと強く批判しました。そのうえでウッド大使は「アメリカとイギリス、フランスが条約に参加することは絶対はない」と断言し、核保有国と非保有国の間の断絶が改めて浮き彫りになっています。」

「また、河野大臣は核実験を全面的に禁じる CTBT=包括的核実験禁止条約について「早期の批准を含むアメリカの前向きな取り組みを期待する」と述べましたが、ティラーソン長官から返事は無かったということです。」

このことは、どのような意味を持っているか。以下の言葉が、アメリカの立場を浮き彫りにしています。

ドイツ敗戦後冷戦の兆しが見えてきた中で、戦後ソ連に対抗するために日本に原爆を投下したアメリカは、現在もなお「核の抑止力」を肯定しながら、北朝鮮の「核の脅威」に対して「核戦力を含むあらゆる能力を通じて日本の安全を守る」として、いわゆる「核の傘」を提供し続ける」と述べています。

北朝鮮の「核兵器の脅威」に対抗するための「抑止力」として「核の傘」を受け入れる日本。このことを「ヒバクシャ」はどのように受け止めるのでしょうか。国民はどのように考えたら良いのでしょうか。

北朝鮮の「核の脅威」に対しては、「国際紛争を解決する手段として」「国家による戦争・武力行使・武力による威嚇」を永久に放棄した日本の使うべき手段として何を使うか。また唯一の戦争被爆国として国是とした非核三原則をどのように使うか。憲法 9 条と非核三原則を使った安全保障政策=対話と交流を使った平和的手段に基づく平和外交を展開すべきです。

このことは不可能ではありません。ウクライナ・クリミア併合の際に核兵器の使用を公言したロシアプーチン大統領とは、北方領土問題の解決に向けて平和的手段を使って対話と交流を展開していることを見れば、できないことはありません。

日本は、今月新たに採択された国連安全保障理事会の北朝鮮に対する制裁決議の履行を北朝鮮を含めて国際社会に迫っていくと同時に、国連で採択された核兵器禁止条約を批准することが、国際社会に、そして北朝鮮にも大きな影響を与えるものだと確信するものです。

以上の趣旨を踏まえて安倍晋三政権が核兵器禁止条約の批准を提案すること、そして国会が批准することを、非核平和都市宣言を上げている市原市が、率先して全国の先頭にたってあげることが重要です。そのことは、以下の指摘に答えるものであると確信するものです。

平成 28 年 9 月定例会の「市政に関する一般質問」の中の岡泉議員発言より。「ただし、この非核平和都市宣言なんですけれども、実はこの議場の中にいる人で何人か知らない人がいるんじゃないかと思うぐらい、意外にこれを忘れていたケースが非常に多くて、市内のことだったので余り言いたくないんですけれども、プラカードを持って核兵器反対とかやっている方がいらっしゃるんでびっくりしているんです。今さら何を言っているんだと。市原市については昭和 59 年から非核都市宣言もしているし、指針もはっきりしているし、態度も明確だし、何を騒いでいるんだと。これ違った見方をしてしまうと、市原市ではそういった宣言も何もしていないんじゃないのと思っている若い方が非常に多いです。

これは核兵器に関しても同じなんですね。核兵器反対、核兵器反対なんて。何を言いたいんだ。国で決議をして、そんなものは軍縮も含めてやりませんよと言っているのに、どうも知らない人を見ると、いや日本は核兵器を持てちゃうんじゃないのって、若い人が逆に勘違いをされてしまうような雰囲気が非常に多くなってきました。」（引用ここまで）

このことから、国連で採択された核兵器禁止条約を批准することにより、国際社会、北朝鮮に大きな影響を与えることができるため、条約に批准することを、非核平和都市宣言をしている市原市が率先して国に対して意見書の提出を求めます。